

平成27年度

子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率引上げの影響等を

踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、平成27年度子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

【支給額】

対象児童1人につき

3,000円

【申請期間】

平成27年6月1日

～平成27年9月1日

【支給対象者】

平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童一人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は対象となりません。

【支給時期】

国の定めにより平成27年10

月以降となります

【申請先】

住民生活課

☎0859・54・5210

中山支所地籍調査課総合窓

口室

☎0858・58・6111

大山支所建設課総合窓口室

☎0859・53・3311

【制度に関する問い合わせ先】

厚生労働省

☎0570・037・192



児童手当現況届提出は6月30日（火）までです

この届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。現況届の提出がないと、6月からの手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

提出書類は各家庭にお届けしますので、要領をよく読み、6月30日（火）までに提出してください。

【提出及び問い合わせ先】

住民生活課

☎0859（54）5210

中山支所 地籍調査課総合窓口室

☎0858（58）6111

大山支所 建設課総合窓口室

☎0859（53）3311



戦没者等のご遺族の皆さまへ 特別弔慰金が支給されます

対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第10回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである

- ① 父母
- ② 孫
- ③ 祖父母
- ④ 兄弟姉妹

4. 右記3以外の

- ① 父母
- ② 孫
- ③ 祖父母
- ④ 兄弟姉妹

5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

請求期間

平成27年4月1日

～平成30年4月2日まで

（請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210

◆請求窓口

住民生活課

大山支所建設課総合窓口室

☎0859・53・3311

中山支所地籍調査課総合窓

口室

☎0858・58・6111